

六	五	四	三	二	一	發行省令○			
發 行 額 の	方 法 の	募 入 方 法	發 行 方 法	用 等 法 項 の 適 合	振 替 及 び そ そ 拠	名 稱 及 び 記	平 成 二 十 三 年 次 八 月 九 日	行 條 件 等 を 三 十 年 七 月 二 十九 日	國 債 の 發 行 告 示 第 二 百 七 十 一 號

額割さ各札じるる利振の以律社条九特九十第十び百十利
 面りい申に。数利回替適下^平債第年別回三七八利九三付
 金当も込よを值回り機用「成十三年法律第七十五号」
 額てのみる競をり格関を振替式第に^{野田佳彦}
 でるかの發争いに差は受^{二十九年}第回第一、國七、庫財務大臣
 二。らう行にう応へ日^{三十一年}回第十回付十回国債券
 千そち付。募第本る^{二十一年}回八、六債及二百五
 九の利し次し十銀も^{二十二年}回十、三十^二回^{三十一年}回^{三十一年}
 百応回て号た七行の^{二十三年}回四十、三百五
 八募り行に者号と^{二十三年}回及六第^{二十三年}回^{二十三年}
 十九額格わおがにすし^{二十三年}回^{二十三年}回^{二十三年}
 を差れい加規る、の^{二十三年}回^{二十三年}回^{二十三年}
 億順のるて算定。そ^{二十三年}回^{二十三年}回^{二十三年}
 円次小入同すすの定^{二十三年}回^{二十三年}回^{二十三年}

十 三 二	十 一	九 八 七
の 経 利	發 行 価 格	振 額 最 低 額 面 金
払 過	行 行 價 日	込 金 額
込 利		
み 子 率		

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 式は別
号に、募表
によ払入の
と規り込決と
する定算金定お
す出額のり
るしに通
期た加知
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

各総／利号過日零。
各発行対象債券額×100支規数同日と
債券対翌行払場合に
額の債らでがには
の率前十経行、

（二）發行時において、その利子

$$\frac{100 + \frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}}{100}$$

出百發平す額の振
し円行成るの記替
たに対二。整載法
金つ象十數又の規
額き十三倍は規
、債年三の記定
次ご七金録に
のと月額はよ
算に二に、る
式、十よ最振
に額九る低替
よ面日も額口
り金日面座
算額と金簿

五千三
万円千内
円百訳
八十別
三億の
四千と
千百
七
十万八

象各準入償償
国發と札還還
債行すの金期
の対る基額限

額別表のとおり、平成二十三年七月二十六日付で、日本証券業協会が発表した公社に掲載された公債の平均値を頭売買参考統計表に示す。

す日日う算と発第
るにに。式し行十る税人にの法す国をかのれに中れるものに係る所得税が源泉徴収記録さ
期支当たに、対号こ率が當該人乗じた金額(たゞし)に百分した金額(二十二)に算出
日払ただよ各象にとが適用を受ける者算出しの前記(一)に記載又は振替口座簿さ
にうるしり支國債定すきに乗じた金額(たゞし)に百分した金額(二十二)に算出
つへと、算払債を乗じた金額(たゞし)に百分した金額(二十二)に算出
い次き支出期のするに支るる金額(たゞし)に百分した金額(二十二)に算出
て号は払しに支るる金額(たゞし)に百分した金額(二十二)に算出
同じく、期たお払發。額(たゞし)に百分した金額(二十二)に算出
じおそが金い期行を。所はしの前記(一)に記載又は振替口座簿さ
。いの銀額てを日を控除する税額(たゞし)に百分した金額(二十二)に算出
。て翌行を、支後規営休支次払の規定業業払の期各定

十八回り利元金支所場利札入者込期日
の単利利回りとする。
日本銀行財務大臣から通知を受けた者
平成二十三年七月二十九日

利 第二付 八十国 十年庫 九 ^一 債 回 券)	利 第二付 八十国 十年庫 四 ^一 債 回 券)	利 第二付 八十国 十年庫 三 ^一 債 回 券)	利 第二付 七十国 十年庫 六 ^一 債 回 券)
二 · 二 %	二 · ○ %	二 · 一 %	一 · 九 %
日年平 六成 月三 二十 十八	十年平 日十成 二三 月十 二七	十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 三成 月三 二十 十七
億六 円百 五 十 四	一 億 円	九 億 円	二 十一 億 円